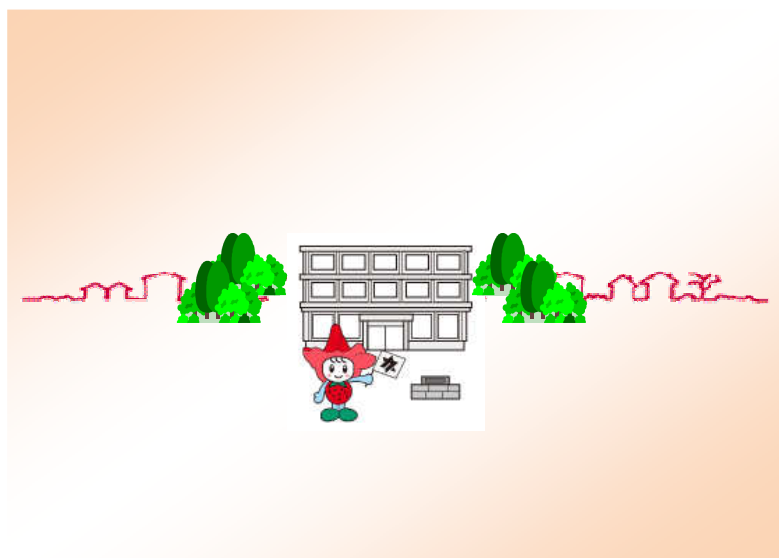


平成 26 年度  
～鹿沼市新庁舎整備事業～

# 鹿沼市新庁舎整備基本計画

## < 素 案 >

◆◆◆ “安全で市民が利用しやすい庁舎” を目指して! ◆◆◆



鹿 沼 市





〔 目 次 〕

～～～はじめに～～～

序 章 新庁舎整備基本計画の策定にあたって

1. 新庁舎の必要性
2. これまでの経緯
3. 基本計画の位置付け

第1章 基本構想の概要 ～整備方針～

第2章 新庁舎に導入する機能整備計画

1. 望まれる庁舎像と整備機能
2. 新庁舎機能の整備方針
  - (1) 来庁者の利便性を高めるための機能
  - (2) 防災拠点としての機能
  - (3) 市民との協働・まちづくりを進めるための機能
  - (4) 行政事務を効率的に行うための機能
  - (5) 議会運営を進めるための機能
  - (6) 高度情報化に対応するための機能
  - (7) 環境と共生するための機能
  - (8) 庁舎維持管理・セキュリティに必要な機能
3. 新庁舎における窓口ワンストップサービスの基本的な考え方
  - (1) 窓口ワンストップサービスの定義
  - (2) 窓口ワンストップサービスの展開の方向性
  - (3) 窓口ワンストップサービスの形態
  - (4) 窓口ワンストップ化の対象範囲
  - (5) 窓口ワンストップに伴う配置計画の基本的な考え方
  - (6) 窓口ワンストップサービスの全体像 ～ワンストップ化の実現に向けて～

第3章 新庁舎の施設

1. 新庁舎への配置対象となる組織
2. 新庁舎における階層構成

第4章 新庁舎の整備規模

1. 新庁舎の対象人数
2. 新庁舎の必要面積
3. 各階面積の考え方
4. 全体構成図
5. 各階レイアウト・ゾーニング図（ダイアグラム）

第5章 新庁舎の位置

1. 位置の設定 ～計画対象区域～
-

## 第6章 新庁舎の配置計画

1. 敷地の概況
2. 敷地における法規制の状況
  - (1) 用途地域
  - (2) 防火地域等
  - (3) 容積率・建ぺい率
  - (4) 日影制限
  - (5) 斜線制限
  - (6) 隣地境界斜線制限
3. 配置計画
  - (1) 土地利用の基本方針 ～計画条件の整理～
  - (2) 土地利用条件
  - (3) 施設配置計画（ゾーニング）
  - (4) 駐車場計画
  - (5) 動線計画

## 第7章 新庁舎の施設計画

1. 構造計画
  - (1) 新庁舎構造の基本的な考え方
  - (2) 構造躯体の基本的な考え方
  - (3) 構造躯体における木造の検討
  - (4) その他の構造躯体の検討
  - (5) 構造計画方針
2. 建物内空間環境整備計画
  - (1) 建物内空間環境整備計画の基本的な考え方
  - (2) フロア形状の基本的な考え方
  - (3) 木質化の基本的な考え方
3. 電気・機械設備計画
  - (1) 新庁舎の設備計画の基本的な考え方
  - (2) 電気設備計画における基本的な考え方
  - (3) 機械設備計画における基本的な考え方
  - (4) その他、建築面における負荷低減の考え方
4. 意匠計画 ～建物デザイン～
  - (1) 新庁舎の意匠計画の基本的な考え方

## 第8章 事業計画

1. 事業費と財源
2. 整備スケジュール

## 第9章 新庁舎整備基本計画の実行にあたって ～計画の実現に向けて～

1. 事業手法
  2. 基本・実施設計の業者選定
  3. 今後の課題  
～～～おわりに～～～
-

## 序 章 新庁舎整備基本計画の策定にあたって

### 1. 新庁舎の必要性

鹿沼市の現在の本庁舎については、建物の老朽化をはじめ、耐震性能の不足による安全面、維持管理面での問題や、業務量の増大に伴う狭あい化や分散化、ICT化、バリアフリー化対応への限界による市民の利便性の低下など、様々な現状と課題が「鹿沼市新庁舎基本構想」（以下「基本構想」という。）において指摘されている。

#### 現庁舎の概要

市庁舎は、「本館・本館増築棟・議会棟・新館棟・東館」の5棟で構成されている。本館と議会棟は、昭和33年に建築され57年が経過し、また、本館増築棟と東館は、昭和45年に建築され45年が経過、新館は、昭和55年に建設され35年が経過している状況である。

【建物概要】 ※車庫、自転車置場等の付属棟は除く。

建 物 区 分		建 築 年 次	構 造	面 積 (㎡)	耐 用 年 数	建 築 後 経 過 年 数
本 館	本館棟	昭和33年	鉄筋コンクリート造 3階建(地下1階)	2992.89	50	57
	付属棟 (市民ホール)	昭和55年	鉄骨造平屋建	148.20	38	35
	計			3141.09		
本 館	増築棟	昭和45年	鉄筋コンクリート造 4階建	499.15	50	45
東 館		昭和45年	鉄筋コンクリート造 3階建 塔屋2階	1402.30	50	45
新 館	(建物南側)	昭和55年	鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建	1521.00	50	35
	(建物北側)	昭和55年	鉄筋コンクリート造 5階建	1840.46	50	35
	付属棟 (渡り廊下)	昭和55年	鉄骨造平屋建	55.08	38	35
	計			3416.54		
議 会 棟		昭和33年	鉄筋コンクリート造 2階建	501.46	50	57
合 計				8960.54		

## 現庁舎の課題

- ◇耐震性の不足による防災拠点機能への不安
- ◇施設・設備の老朽化による安全性・経済性の低下
- ◇狭あい・分散化による市民サービスの低下
- ◇ユニバーサルデザインへの対応の限界
- ◇高度情報化への対応の限界
- ◇環境負荷低減への対応の限界

このような課題を解消し、市民の利便性の向上と市民サービスの効率化を実現するためには、部分的又は一時的な建物改修では限界があることから、バリアフリーや環境にも配慮しながら、“安全で市民が利用しやすい”新たな庁舎建設が必要となっている。

また、庁舎の建設にあたっては、各個別の施設計画において、市民協働の視点に立ち、市民の「力」を導入しながら、推進することが求められている。



写真：本館・市民ホール



写真：通路に設置された待合



写真：本館ロビーの階段

## 2. これまでの経緯

- ◇ 昭和 23 年（1948）⇒10月 10 日、市制施行
- ◇ 昭和 29 年（1954）⇒鹿沼市、東大芦村、菊沢村、板荷村、北押原村、西大芦村、加蘇村、北犬飼村合併
- ◇ 昭和 30 年（1955）⇒鹿沼市、南摩村、南押原村合併  
⇒栗野町、粕尾村、永野村、清洲村合併
- ◇ 昭和 33 年（1958）⇒鹿沼市本庁舎完成（議会棟含む）
- ◇ 昭和 45 年（1970）⇒本館「増築棟」増築及び「東館」の新築
- ◇ 昭和 55 年（1980）⇒本館「付属棟」増築（市民ホール）及び「新館」の新築
- ◇ 平成 11 年（1999）⇒市民情報センター開館（健康課・生涯学習課の移動）
- ◇ 平成 17 年（2005）⇒「新市建設計画」策定（新庁舎整備の位置づけ）
- ◇ 平成 18 年（2006）⇒鹿沼市、栗野町合併  
⇒商業施設「イトーヨーカドー」の撤退により、その跡地への新庁舎建設の署名（庁舎移転要望書：40,000 名）が市長に提出される。  
(～平成 20 年) ⇒庁内に「新庁舎建設問題検討委員会」及び「庁舎検討部会」、「庁舎検討ワーキンググループ」の設置し、基礎調査の実施
- ◇ 平成 23 年（2011）⇒本庁舎（4 棟）及び東館（1 棟）の耐震診断実施
- ◇ 平成 24 年（2012）⇒第 6 次鹿沼市総合計画「ふるさとかぬま『絆』ビジョン」策定（新庁舎整備の位置づけ）  
⇒（～平成 25 年）『庁舎整備検討委員会』の設置  
⇒市から委員会へ「諮問書（庁舎整備のあり方及び基本構想等）の提出  
⇒庁内に『庁舎整備ワーキンググループ』の設置  
⇒「市議会庁舎整備検討委員会」の設置
- ◇ 平成 25 年（2013）⇒委員会から市長へ「庁舎整備のあり方及び基本構想案について」答申（H26 年 3 月）
- ◇ 平成 26 年（2014）⇒庁内に『新庁舎整備推進本部』及び『新庁舎整備検討委員会』の設置  
⇒「庁舎整備基本構想（案）」の地区別説明会及び市民意見募集（パブリックコメント）の実施  
⇒『新庁舎整備基本構想』策定（H26 年 8 月）  
⇒「鹿沼市新庁舎整備基本計画策定推進会議」の設置  
⇒庁内の各部局に『新庁舎整備検討部会』の設置  
⇒『新庁舎整備基本計画（案）』策定（H27 年 3 月）





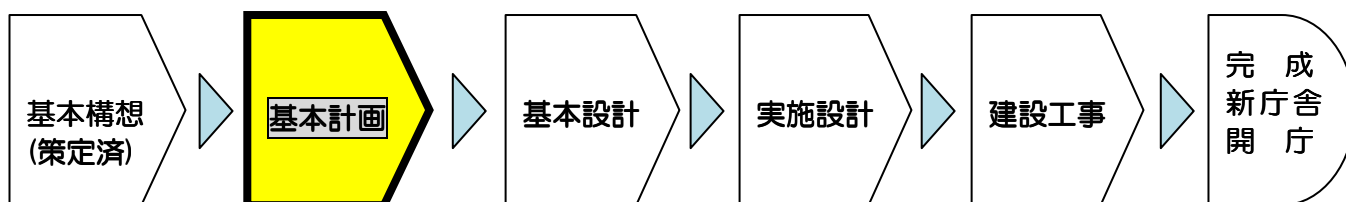
### 3. 基本計画の位置付け

基本計画においては、基本構想で掲げた望まれる庁舎像や基本理念、求められる機能、規模や整備方法等の整備方針などの基本的な考え方を具現化するため、新庁舎に導入する具体的な機能をはじめ、規模や構造などの施設計画、配置計画、事業費や整備スケジュール等の事業計画など、基本設計に向けた諸条件の整理や検討を行うものである。

計画の策定にあたっては、市民を主体にした「鹿沼市新庁舎整備基本計画策定推進会議」を設置し、各種関係団体における専門的な視点での意見や市民目線に立った意見をいただき、計画に反映している。

また、庁内の推進体制としては、「鹿沼市新庁舎整備推進本部」を設置し、その下部組織として「新庁舎整備検討委員会」や関係職員による「新庁舎整備検討ワーキンググループ」を設置するとともに、各部局には「検討部会」を設置するなど、全庁的な体制で検討を重ね、基本計画を作成したものである。

#### 基本計画の位置付け



#### 基本計画の検討体制

